

北米先住民の「居留地」解釈を支える 集合的記憶

Reservation and Collective Memory

ノーザン・シャイアンの「オディッセイ」

The Northern Cheyenne Odyssey

川浦佐知子

KAWAURA Sachiko

1. 「歴史」と「記憶」

国家の歴史と共同体の歴史認識に齟齬がある場合、共同体とそのメンバーは「歴史」と「記憶」のはざまにあるものを意識せざるを得ない。コロンブスの到来、イギリスからの独立で始まるアメリカ合衆国史と、それ以前から長く北米大陸に居住してきた先住民の人々の歴史認識に隔たりがあることは、合衆国の歴史に詳しくない者でも想像に難くないであろう。先住民の人々は国史に描かれることのない自分たちの記憶を保持、継承しつつ、また時には国史における自部族が関わる出来事の描かれ方や解釈について、異議申し立てをしてきた。部族共同体の一員でありつつ、合衆国市民 (citizen) であるという複雑な立場におかれる先住民の人々は、「合衆国」を意識しつつ、共同体の来歴にまつわる集合的記憶を継承することになる。

合衆国史はこれまで一般に、「発見者の権利 (doctrine of discovery)」や「明白な天命 (manifest destiny)」といったイデオロギーに基づいた、ヨーロッパからの入植者、開拓者の視座からの歴史解釈をもって編纂されてきた。本稿ではそうした史観と相いれない先住民共同体の記憶を、アルヴァックス [Halbwachs 1950/1989] の「集合的記憶 (collective memory)」という概念を用いて論じたい。個人的・自伝的記憶のうちに宿る共同体の集合的記憶の在り様を論じ、記憶の社会的枠組について言及したアルヴァックス

は、集合的記憶を歴史と対比させ、両者の間には少なくとも2つの違いがあると主張する。第一の違いは、国家の歴史が個人の自伝的記憶とごく僅かな接点しかもたないのに対し、時間的にも空間的にも限られた集団に支えられる集合的記憶は、それ故に個人の記憶と密接な関わりをもつという点にある。第二に、より本質的な違いとして、集合的記憶は出来事の連続としての歴史的記憶でも、その枠組みでもないという点が挙げられる。アルヴァックスは、「あらゆる部分的な歴史がそこに流れ込む大洋のような」[Halbwachs 1989: 94] 世界的歴史は一つであるのに対し、集合的記憶は複数あり、且つ歴史という枠組みに依拠しないと述べ、集合的記憶を歴史という「大きな物語」に内包される「エピソード」として捉えてはいない。アルヴァックスの定義に従うならば、先住民共同体の集合的記憶は、合衆国史に付け加えられるべきエピソード以上の意味をもつことになる。

合衆国史において先住民共同体は、近代国民国家へと吸収、併合されるべき、一過性の社会集団として捉えられてきた。先住民の側から見ると、こうしたプロットをもつ国史に自部族が関わる歴史的出来事を載せ、社会的認知を得ることで出来事が忘却されるのを防ぐことも必要ではある。しかし、国史が基とする直線的な歴史観に絡め取られることなく、共同体の集合的記憶をもとに部族独自の世界観を継承、展開していくことはそれ以上に重要な意味をもつ。アルヴァックスは、集合的記憶を歴史の流れのなかに置くことは、その思い出を保っている共同体の記憶から「出来事」を切り離し、出来事が「生じた社会的環境の心理的生活と結びついている絆を断ち切り、その年代的・空間的図式だけを保持すること」[Ibid.: 94] になると述べる。アルヴァックスの見解に依るならば、集合的記憶は共同体の意識のなかで今なお持続している「連続的な思考の流れ」[Ibid.: 88] であり、人々の日々の生活において意識、想起されることによって維持、継承されるということになる。このような特徴をもつ集合的記憶が共同体メンバーと祖先、及び土地を繋ぐ「生きた絆」として継承されることは、「国家」、「国史」という枠組みを超えて、部族の側から「部族主権 (tribal sovereignty)」を定義、展開するために必須であると考えられる。

本稿は部族主権の要となる「居留地」解釈にまつわる集合的記憶の在り様

を、北米平原部族であるノーザン・シャイアンの事例を通して検討する。居留地 (reservation) は、部族に託された連邦政府の土地であるが、「連邦政府信託地」という言葉では、居留地に生まれ育った個人がその土地に対してもつ心情や、祖先とのつながりを表すことはできない。故に部族共同体やそのメンバーは、居留地は一時的に「留保された土地 (reserved land)」ではなく、「故郷 (home land)」であるという部族側の解釈を、集合的記憶を用い、説得力をもつかたちで内外へ向けて展開する必要がある。本稿では具体的に、1900年の部族占有居留地 (Northern Cheyenne Indian Reservation) 設立に至る経緯において最も重視される、強制移送先インディアン・テリトリー (現在のオクラホマ州) からの脱出 (1878年)、特に北部平原地への帰還途上で起きたフォート・ロビンソン (現在のネブラスカ州) からの脱出 (1879年) に焦点を当て、部族の集合的記憶がどのように歴史的出来事の現場、及びミュージアム展示において表象されているのかを論じることで、居留地保持を支える部族共同体の集合的記憶の実際について考察を深める。

本稿前半では、部族居留地設立に至る経緯を概説しつつ、いかにして部族は「居留地」を「故郷」として定義しているのかについて論じる。後半ではフォート・ロビンソンにおける記憶継承の実際、続いてミュージアム展示における記憶表象のあり方を検討する。最後に、部族の集合的記憶はどのように部族主権、部族意識の内に生きられてきたのかを、「歴史」を解釈学的に再構成された出来事の連なりと捉える「歴史物語り論」[Danto 1989; White 1981] に照らして考察する。

2. 「居留地」解釈と集合的記憶

(1) 居留地設立の経緯

連邦政府承認部族であるノーザン・シャイアンは、1934年のインディアン再組織法 (Indian Reorganization Act) に賛同し、1935年に部族憲法、1936年に部族政府を設立したIRA部族でもある¹。現在の登録部族員は約9,800名で、そのうち約4,500名が居留地に在住しており、部族政府公式Webページには部族居留地約440,000エーカーの内、99%が部族、もしくは

部族個人の所有となっていることが謳われている²。現在、モンタナ州南東部に居留地をもつノーザン・シャイアンであるが、連邦政府による先住民の居留地への囲い込みが行われる以前は、土地の植生、水源、気候等を詳細に把握しながらバッファローを追い、相当距離を移動する生活を送っていた。19世紀半ばの条約締結期においては、独立部族として連邦政府から認知されず、ブラックヒルズやベアビュートなど、部族の信仰に深くかかわる由来の土地を失った経緯をもつ³。条約締結期から1900年の居留地設立に至る間の、シャイアンが関わる主な出来事をまとめたものが<表1>である⁴。

年表にある出来事をシャイアンの側から繋ぐならば、条約締結、虐殺、戦闘、インディアン・テリトリーからの脱出、居留地設立への過程はおおよそ次のように語られよう。1864年コロラド・テリトリー、サンドクリークにおいて、サウザン・シャイアンのチーフ、ブラックケトルらの一団が、星条旗、白旗を掲げたにもかかわらず、シヴィントン大佐率いる民兵団によって一方的に急襲、殺戮された⁵。このサンドクリークの虐殺によって、シャイアンの合衆国政府に対する不信、反発はより決定的なものとなり、以降ノーザン・シャイアンは、スーやノーザン・アラパホといった他の平原部族との連合をもって、合衆国騎兵隊と数々の戦いを経験することになる。1865年、軍のパウダーリバー遠征によって、ノーザン・シャイアンとサウザン・シャイアンを繋いできた南北路が断ち切られると、サウザン・シャイアンがインディアン・テリトリーへと追い込まれる一方⁶、ノーザン・シャイアンは生活の場である平原地を戦うことで守ろうとした。1860年代半ばには、スーのレッド・クラウド率いる一団と共にボーズマン鉄道建設計画を武力阻止し、1868年のフォート・ララミー条約によってスーが居留地（Great Sioux Reservation）を約束されると、ノーザン・シャイアンも「ノーザン・シャイアン、及びノーザン・アラパホとの条約」の締結に臨んだ。この条約によってノーザン・シャイアンは、初めて独立した一部族集団として合衆国政府に認められることになる。しかし、チーフ・ドゥルナイフ、チーフ・リトルウルフらが署名したこの条約は部族居留地を約束しておらず、ノーザン・シャイアンはサウザン・シャイアン、スー、クロウのいずれかの部族に合流し、その居留地に定住するよう要求された⁷。

〈表1〉ノーザン・シャイアン・インディアン居留地設立までの経緯

1851年	フォート・ララミー条約（ホース・クリーク条約）
1864年	サンドクリークの虐殺
1865年	リトルアーカンサス条約、パウダーリバー遠征
1865 - 68年	ノーザン・シャイアン、スーと共にボーズマン鉄道建設を妨害。
1868年	ノーザン・シャイアン、及びノーザン・アラパホとの条約、1868 （フォート・ララミー条約）
1871年	条約締結終了
1876年	ローズバッドの戦い、リトルビッグホーンの戦い
1877年	フォート・ケオを拠点とした、マイルズ大佐による対平原部族戦 略。ノーザン・シャイアンは大きく4集団に分かれ、うち最も大 きな集団がレッド・クラウド・エージェンシーからインディアン・ テリトリーへと強制移送される。
1878年	ドウルナイフ、リトルウルフの一团によるインディアン・テリト リーからの脱出。
1879年	ドウルナイフの一团、収監先のフォート・ロビンソンから脱出。 リトルウルフの一团、フォート・ケオへ収監される。
1880年 頃	フォート・ケオ・シャイアンの一团が、タンリバー域での生活を 始める。
1884年	アーサー大統領命によるタンリバー・インディアン居留地の設立。
1891年	517名のパインリッジ・シャイアン、フォート・ケオへ移送される。 （内、281名は後にタンリバー居留地へ移送。）
1896年	インディアン歳出予算法による居留地廃止交渉の開始。
1898年	モンタナ州上院議員マントルが居留地縮小法案を提出。居留地境 界設定等のための調査開始。
1900年	マッキンリー大統領命によるノーザン・シャイアン・インディ アン居留地の設立。

ノーザン・シャイアンはあくまで部族独自の居留地設立を訴えたが、1871年に条約締結が終了すると、平原地における対インディアン戦略が本格化する。ノーザン・シャイアンは1870年代半ばに至るまで、合衆国騎兵隊と部族の存亡を賭けた戦いに明け暮れることになる。平原部族連合がカスター大佐率いる第七騎兵隊を壊滅させたリトルビッグホーンの戦いは、建国100年の祝祭ムードに沸く首都ワシントン震撼させたが、これによって軍の対平原部族戦略はより踏み込んだものとなった。1877年にはフォート・ケオ（現在のモンタナ州マイルズ・シティ）を拠点とした、マイルズ大佐による対平原部族戦略が開始され、程なくしてノーザン・シャイアンはインディアン・テリトリーへの強制移送の憂き目に合う。こうしたなか、1878年9月9日、シャイアン・アラパホ・エージェンシーへと移動させられたシャイアンのうち、ドゥルナイフ、リトルウルフの一团約300名が北部平原地を目指して脱出した⁸。途上、ドゥルナイフの一团はフォート・ロビンソンに収監され、インディアン・テリトリーへの再送還を要求される。再送還を拒否した一团は1879年1月5日には食糧と暖を、8日には水を断たれて、再送還を強要されたがこれを拒み、1月9日未明に収監されていたバラックからの脱出に及んだ⁹。リトルウルフの一团は、最終的にはフォート・ケオに収監され、1877年にマイルズ大佐に投降し、先に斥候として働いていたノーザン・シャイアンの一团と合流した。1880年頃には、フォート・ケオ・シャイアンの一团がモンタナ準州南東部タンリバー域での生活を始め、1884年のアーサー大統領命によって、タンリバー・インディアン居留地（Tongue River Indian Reservation）が認められるに至った。

1851年のフォート・ララミー条約以降、1884年のタンリバー・インディアン居留地設立までの上述の過程において、「インディアン・テリトリーからの脱出」、特に「フォート・ロビンソンからの脱出」は、部族居留地設立を可能としたエピックとして今日、部族メンバーに認識されており、チーフ・ドゥルナイフとチーフ・リトルウルフは部族の集合的記憶を象徴するアイコンとなっている¹⁰。

(2) 「帰還」という物語

2010年6月25日、リトルビッグホーンの戦い134周年記念セレモニーにおいて、チーフ・ドゥルナイフ・カレッジ、シャイアン・スタディの教員であるショットガン (Shotgun) 氏は、「リトルビッグホーンの戦いは、サンドクリークの虐殺とのつながりの中で解釈されるべきである」と、一般聴衆に訴えた¹¹。モンタナ州南東部クロウ居留地内にあるリトルビッグホーンは、長く第七騎兵隊とカスター大佐の英霊を悼む地とされてきたが、「カスター戦場国立記念施設」から「リトルビッグホーン戦場国立記念施設」への名称変更 (1991年)、先住民記念碑の建立 (2003年) を機に、戦いに関わった部族の儀式、メモリアル・ラン、講演等の実施を通して、先住民側からの歴史解釈が現地で展開されるようになった¹²。ノーザン・シャイアンの側からの歴史解釈においては、1876年のローズバッドの戦い、リトルビッグホーンの戦いといった一連の戦いは、「サンドクリークの虐殺」に対する「抵抗、反駁」として捉えられている。ノーザン・シャイアンのメンバーで、サウザン・シャイアンの親族をもつ者は少なくない。サンドクリークの虐殺で生き残った祖父母、曾祖父母から話を聞いて育ったノーザン・シャイアンのメンバーにとって、サンドクリークの虐殺は遠い過去の他部族の話ではなく、自身の系譜に関わる記憶であり、特にミリタリー・ソサエティの一つであるドッグ・ソルジャーの一派、クレイジー・ドッグのメンバーは、「サンドクリークの虐殺」の史跡化、記憶継承に力を注いできた¹³。

リトルビッグホーンの戦いにおける勝利は、ノーザン・シャイアンにインディアン・テリトリーへの強制移送という厳しい措置を齎したが、それに続く「インディアン・テリトリーからの脱出」、及び「フォート・ロビンソンからの脱出」という出来事は、「抵抗、反駁」ではなく、「帰還」という文脈で語られている。例えば、チーフ・ドゥルナイフ・カレッジ [Chief Dull Knife College 2008] が編纂した *We, the Northern Cheyenne People: Our Land, Our History, Our Culture* では、「帰還 (Coming Home)」と題された章が設けられ、そこではアメリカ先住民墓地保護返還法 (NAGPRA) を介してのサンドクリークの虐殺犠牲者の遺骨の居留地への帰還 (1993年)、強制移送先のインディアン・テリトリーからの帰還 (1878年)、フォート・ロビンソ

ンからの脱出（1879年）といった出来事が繋がれ、タンリバー・インディアン居留地設立（1884年）へと結ばれている。それに対し、長く部族カレッジにおいて部族史のテキストとして用いられてきた、ウエスト [Weist 1977] 著 *A History of the Cheyenne People* は、インディアン・テリトリーからの脱出を「北への行進 (The March North)」と題するに留めている。また、19世紀のシャイアンを戦士 (warrior) として描いたグリーンネル [Grinnell 1915/1955] 著 *The Fighting Cheyennes* も、チーフ・ドゥルナイフ、チーフ・リトルウルフについて述べた後に「フォート・ロビンソンの暴動 1879 (The Fort Robinson Outbreak, 1879)」と題した章を設けるも、「帰還」という解釈を付してはいない¹⁴。

We, the Northern Cheyenne People は、部族カレッジのイニシアティブの下、ノーザン・シャイアン側から部族共同体の記憶を扱った初めての書といえる。その編集、出版の指揮にあたったチーフ・ドゥルナイフ・カレッジ学長、Dr. リトルベア (Dr. Littlebear) 氏は、クロノロジー（時系列）に囚われない編纂を意識して目指したと述べる¹⁵。*We, The Northern Cheyenne People* には、第一章、第二章といった構成区分や歴史区分は設けられておらず、アルヴァックスの定義に従うならば、「歴史」という既製の枠組みに部族の記憶を押し込めるのではなく、共同体の集合的記憶の実情により沿った編纂となっているといえよう。「帰還」の物語は、冒頭の「創世の物語 (Cheyenne Creation Stories)」に続いて紹介されており、「帰還」というテーマが今日のノーザン・シャイアンにとって、部族創世の物語と同質の意義をもつことが窺われる。一般に19世紀平原部族の歴史は、対インディアン戦争の文脈で語られることが多いが、関わった戦いのリストに依る部族史は「好戦的な平原部族」というステレオタイプを増長させかねない。部族の側から踏み込んだ解釈がなされることで創出される「帰還」という文脈は、こうした主流社会の既成概念の枠外に、部族の来歴を描くことを可能にする。「故郷への帰還」という文脈をもって「インディアン・テリトリーからの脱出」、及び「フォート・ロビンソンからの脱出」を居留地設立と結びつけることによって、「脱出」は単なる歴史上の「出来事」ではなく、祖先の「英断」とそれに基づいた「行為」であることがより明確に表明されることになる。

「歴史物語り論」は、「歴史」を単なる出来事の羅列としてではなく、想起を通して再構成された出来事の連なりと見る。出来事を再構成する過程において、共同体が経験してきた出来事のうちの何が選ばれ、どのようにそれらが紡がれて一応の終着へと至るのかは、その時その時の共同体の必要性、関心事に照らしてなされることになる。高い独立志向性をもつノーザン・シャイアンは、「部族独自の居留地」にこだわってきた。「ノーザン・シャイアン、及びノーザン・アラパホとの条約, 1868」でサウザン・シャイアン、スー、クロウとの合流を強要された際にはこれを拒み、1884年のタンリバー・インディアン居留地設立以降、1900年のノーザン・シャイアン・インディアン居留地の設立に至る間に、クロウ居留地への移動を再三促されるもこれを拒否している。「フォート・ロビンソンからの脱出」を中心に据えた「帰還」という物語は、ノーザン・シャイアンにとって「居留地」が、祖先が命を賭して辿りついた「代替」不可能な故郷であることを内外に示すものとなっている。また、「帰還」という解釈を展開することは、部族の側から「居留地」の意味、及び「部族主権」の定義を問い続けるためのスペースを確保することに繋がっていると考えられる。

3. 記憶表象・継承の実際

前半では、ノーザン・シャイアンが部族独自の居留地を獲得するまでのあらましを追ったが、本節ではフォート・ロビンソンという歴史的出来事の現場における記憶継承の実際について述べた後、「帰還」というプロットを支える部族の集合的記憶が、どのように外部に向けて発信されているのかを、ウエスタン・ヘリテッジ・センター (Western Heritage Center) において展開された「アメリカン・インディアン・トライバル・ヒストリー・プロジェクト (American Indian Tribal History Project)」における展示を検討することで明らかにする。

(1) 歴史的出来事の現場——フォート・ロビンソンにおける記憶継承

ネブラスカ州北西部に位置するフォート・ロビンソンは、1874年から

1948年に渡る70年余りの間、州最大の軍事施設としてその役割を果たしてきた。時代の変遷とともに異なる機能を果たしてきたこの地は、国内最大の軍用馬の補充基地、野戦砲の試験場、オリンピック乗馬トレーニング施設、軍用犬トレーニング施設、第二次大戦下ドイツ系アメリカ人の収容施設等として用いられてきた。もともと対インディアン戦争のための陸軍駐屯地として設置されたフォート・ロビンソンには、この地で殺害されたスーの戦士クレイジー・ホースの碑も建立されており、1879年1月に起きたノーザン・シャイアンの脱出という出来事も、ここではインディアン戦争の一部として記憶されている。

インディアン・テリトリーを脱出したドゥルナイフの一団は、スーのレッド・クラウドの一団との合流を試みたが、1878年10月23日、吹雪のなか、ジョンソン大尉率いる第三騎兵隊に遭遇し、ネブラスカ州のフォート・ロビンソンへと移送された。140名のノーザン・シャイアンは、兵士たちの宿舎であったバラックに約70日間収監されたが、軍の強硬なインディアン・テリトリーへの再移送案に抵抗。食糧、水、暖を止められた後、バラックからの脱出を図る。結果、60名余りが追手の銃撃に遭って命を落とした [Svingen 1993: 19-20]。当時既にインディアン戦争を過去のものとしていた東部のメディアが、この事件に対する軍の対応を批判的に報じたこともあって、ノーザン・シャイアンは東部知識人の同情を集めることになり、それが後の居留地設立に有利に働いたと見る向きもある。ともあれ今日居留地に住む人々は、ドゥルナイフとその一団がインディアン・テリトリーへの再送に抵抗し、命を賭けて北部平原地を自分たちの故郷であると主張したフォート・ロビン



写真1 アウトブレイク・バラック

ソンでの出来事を、1884年のタンリバー・インディアン居留地設立の直接原因として記憶している。

ドゥルナイフの一団が脱出を図った当時のバラックは1898年に火災で焼失したものの、2001年に復元され「アウトブレイク・バラック (Outbreak Barrack)」(写真1)と

名付けられている。現在、展示施設となっているバラック内部は、シャイアン・アウトブレイクにまつわるパネル解説と、兵士の宿舎として機能した当時の内部の様子の一現が併存している。展示については歴史家であり、キュレーターであるビューカー（Buecker）氏が責任を担っており、ノーザン・シャイアンの部族としての展示等への直接的な関与はない。バラックの再建自体も、フォート・ロビンソンにおける歴史施設の再建を目指してきた、ネブラスカ・ステイト・ヒストリカル・ソサエティ（Nebraska State Historical Society）の方針に依るもので、そこにはサンドクリークや、リトルビッグホーンの事例に見られるような、部族側からの積極的な歴史記憶の保持へ向けての働きかけはなかった。

サンドクリークの虐殺については、その後の条約で約束されたはずの部族への補償が未履行のままであること、リトルビッグホーンについては先住民側からの歴史解釈が全く尊重されてこなかったことが、現地での記憶継承の在り方についての部族側からの異議申し立てに繋がっている。フォート・ロビンソンについては、補償の問題が関わっていないこと、部族がアクセスできる州立公園として管理されていること、出来事をめぐる現地での記憶継承の在り方も概ね部族側からの歴史解釈の許容範囲内で成されていること等が、上記の二件との違いを生んでいると考えられる。部族は事件の起きた1月9日にフォート・ロビンソンと居留地を繋いでの「スピリチュアル・ヒーリング・ラン」を毎年実施しており、またバラックから脱出した一団が身を隠したといわれる公園敷地外近郊の丘では、2005年から記念碑建立が進行中である¹⁶。

(2) ミュージアム展示に見る記憶表象

i) アメリカン・インディアン・トライバル・ヒストリー・プロジェクト

モンタナ州は州法で先住民の文化、歴史を部族以外の州民も学ぶべきだと定めつつも、長年、そのための具体的な方策をとってこなかった。こうしたなか、ウエスタン・ヘリテッジ・センター（以下 WHC と表記）¹⁷ が念願としてきたアメリカン・インディアン・トライバル・ヒストリー・プロジェクトが実現化したのは、前モンタナ州上院議員コンラッド・バーンズ（Conrad

Burns)¹⁸の支持によるところが大きい。バーンズ議員の働きかけにより、内務省インディアン教育事務局から100万ドルの資金を取りつけたWHCは、2003年8月から2年間に渡るプロジェクトを始動させ、2005年12月から1年間、全館を挙げてプロジェクトの成果を一般に展示公開した。以降はスペースを縮小した形で館内展示が継続され、その後は希望のある施設を巡回する予定となっている¹⁹。

アメリカン・インディアン・トライバル・ヒストリー・プロジェクトは、1) 先住民文化、歴史についての展示を通しての公共教育、2) 部族の文化、歴史についての教育DVDの作成、3) 情報収集、展示企画、製作に関わる部族員のトレーニングという3つの柱をもつ。WHCが焦点を当てるイエローストーンリバー地域に縁の深いクロウとノーザン・シャイアンが、それぞれの視点から部族共同体の記憶を描いたこのプロジェクトは、その実施の在り方に意義がある。北米先住民の文化、歴史は長年に渡り、専門家を称する歴史家や人類学者ら外部の者の視点から描かれることが多く、そうした描かれ方には多くの誤解や認識不足も含まれてきた。トライバル・ヒストリー・プロジェクトでは、教育DVDの作成や展示企画・デザインの段階から、部族製作スタッフがリードをとり、WHCはそのサポートに回るというスタンスで進められた。結果、クロウとノーザン・シャイアンは、それぞれ異なるテーマを設定し、それに沿った部族メンバーへのインタビューや史料収集、企画展示を展開した。

ii) 展示テーマの設定

展示では、クロウが「歴史を巡るパレード——アプサルック・ネイション (Parading Through History: The Apsaalooke Nation)」²⁰というテーマ設定の下、部族史を広い時間枠の内に捉え、パレードという部族にとって重要な祝祭を前面に出したのに対し、ノーザン・シャイアンは「帰還——ノーザン・シャイアン・オディッセイ (Coming Home: The Northern Cheyenne Odyssey)」をテーマとし、1879年のフォート・ロビンソンでの事件を軸とした、部族の集合的記憶が焦点化された展示を展開した。この企画はノーザン・シャイアンにとって、ミュージアムという公的空間において、自ら

の視点をもって部族の来歴を表明する初めての機会となった²¹。

「暴動 (outbreak)」とも表される 1879 年のフォート・ロビンソンでの事件であるが、WHC における展示では「脱出 (breakout)」という表現が用いられている。19 世紀末のノーザン・シャイアン部族史において、1878 年のインディアン・テリトリーからの脱出を含めて「集団移動 (exodus)」という表現が用いられることも多いが、WHC の展示ではギリシャ古典である『オディッセイ (Odyssey)』を隠喩として用いることで、幅広い興味関心をもつ一般のオーディエンスに部族の来歴を訴えている。ホメロス (Homer) の『オディッセイ』は、不当に自身の領地を追われ流浪の人となったオディッセウスが、長年に渡る試練を鉄の忍耐をもって乗り越え、貞淑な妻ペネロピの待つ故郷に辿りつくという物語である。展示は「オディッセイ」をタイトルに冠することで、部族居留地設立に至るまでの歴史的背景を明らかにしつつ、「故郷の希求」という普遍的テーマに訴えるものとなっている。

ローズバッドの戦い (1876 年) やリトルビッグホーンの戦い (1876 年) をはじめとする陸軍騎兵隊との衝突、インディアン・テリトリーへの強制移送 (1877 年)、送還先からの脱出 (1878 年)、収監先フォート・ロビンソンからの脱出 (1879 年)、大統領命による居留地設立 (1884 年) といった出来事を、部族の側から繋いだ WHC での展示は、ノーザン・シャイアンが現在の居留地をどのようにして獲得したのかをひとつつながりの物語として示している。ノーザン・シャイアンが、北部平原地に部族として存在するために支払った代価の象徴が「フォート・ロビンソンからの脱出」であり、展示では事件そのものの詳細な経緯、収監されたメンバーのリスト、事件を伝える当時の新聞記事、メモアールなどが示されている。展示において「フォート・ロビンソンからの脱出」は、部族独自の居留地設立へ至る道のりにおける一大転換点として描かれており、そこからは政府信託地である居留地は「授与」されたのではなく、「獲得」されたのだという明確なメッセージが窺える。

iii) 展示内容

ノーザン・シャイアンという部族をどのように外部へ向けて発信するのが意識された WHC の展示では、部族側からの歴史解釈が前面に出ており、

これまでの先住民関連の展示では慣例となってきたビーズワーク等といった工芸品に頼らない展示となっている（写真2）。ノーザン・シャイアン居留地に隣接するセント・ラブレ・ミッション・スクールにもインディアン・ミュージアムが存在するが²²、国史に対立する先住民の歴史記憶に言及せぬまま、様々な部族の衣類、パウチ、生活用品等を並べる展示は「汎インディアン」展示であり、シャイアンという特定部族の来歴に言及するものではない。WHCでの展示に向けて、WHCディレクターと共に訪れた、ワシントンDCのホロコースト・ミュージアムの展示に啓発された部族製作スタッフは、フォート・ロビンソンでの事件に関わった当時の部族メンバーの体験を、来館者が臨場感をもって感じることができるよう、逃げまどう人々の悲鳴や追手の馬の蹄の効果音が挿入された展示用ナレーション・ビデオ・プログラムを製作した²³。こうした試みと、セント・ラブレにおける汎インディアンのミュージアム展示とを比較するならば、WHCの展示における試みがこれまでになく踏み込んだものであることは明らかである。

1876年から1884年という焦点化された期間における、ノーザン・シャイアンの経験をカバーする展示は、「祖先の自己犠牲、技、知性、将来生まれ来る子孫への限りない愛情があればこそ、今日我々は祖先から受け継いだ美しい故郷に生きることができるのである」という声明をもってその序としている [Western Heritage Center 2005: NC-2]。展示はチーフ・ドゥルナイフやチーフ・リトルウルフといった当時のリーダーが、自分たちの目先の生き残りではなく、部族の将来の存続を考えて決断、行動したことを強調しており、祖先が子孫のために払ったこうした「犠牲 (sacrifice)」に対して、



写真2 WHCにおける展示

部族が公の場で謝辞を表明するのは初めてのことであり、部族製作スタッフは述べている [Ibid.: v-iii]。展示では部族メンバーシップが政府から強要されるものではなく、個人の選択によるものであることが謳われており、ドゥルナイフとリトルウルフの肖像画の刷り込まれた部族員

認定書のコピーや、現在居留地に生きる部族員の語りの抜粋によって、「祖先の犠牲」という集合的記憶を共有する共同体のメンバーであることの意味が表明されている。

1879年のフォート・ロビンソンからの脱出と1884年のタンリバー・インディアン居留地設立は、マイルズ大佐への投降を決意したトゥームーンの先見、シャイアンのフォート・ケオでの生活に触れることで緩やかに繋がれているものの、マイルズ大佐の斥候として働いたシャイアンの功績によって、タンリバー地域の土地が約束されたという「マイルズとの約束」については言及されていない。展示は過去の具体的な出来事を扱うものであるが、当然そこにはその出来事、及びそれにまつわる解釈を今後どのように伝えていくのか、といった要素も暗黙のうちに含まれている。先住民居留地は、恒常的に企業による土地開発、環境破壊の危機に晒されているのみならず、土地権利を狙う州政府の標的にもなっており、居留地境界や水利権を巡っての州との対立も珍しくない。ノーザン・シャイアン居留地においても、70年代には石炭開発、現在は天然ガス開発の手が伸びており、タンリバー沿いの居留地東境界を巡ってはモンタナ州との間に近年訴訟も起きている。こうした状況を鑑みるならば、WHCにおける展示は対外的にはこの地に居留地をもつことの正当性を示し、部族メンバーに対しては甚大な犠牲の上に得られた居留地をどう守り、どう後世に継承していくのかを考えるよう、促しているように思われる。

WHCディレクターのダイアル（Dial）氏は、プロジェクト終了後も継続的に部族の長老たちにインタビューを行うことで部族の語り、記憶の散逸に歯止めをかけたいとしている²⁴。イエローストーンリバー域の歴史を扱うWHCが、その展示空間において主軸とする西部開拓の歴史と、トライバル・ヒストリー・プロジェクトにおいて展開されるシャイアンの部族としての集合的記憶は、現時点では明確な接点を結べぬまま平行線上に置かれている印象を受ける。しかし、地域住民との根深い軋轢の歴史を考えるならば、インディアン排斥の歴史をもつ地域において、アメリカン・インディアン・トライバル・ヒストリー・プロジェクトという企画が成立し、展示「帰還——ノーザン・シャイアン・オディッセイ」を通して、部族メンバーによるノーザン・

シャイアン側からの歴史解釈が公に向けて提示されたことには、非常に大きな意味があるといえよう。

4. 考察

(1) 「記憶」を生きる

「割当地」や「信託地」としてではなく、「故郷」としての居留地が成立するためには、集合的記憶に依る歴史解釈だけでなく、政治判断を伴った部族としての継続的な土地保全へのコミットメントが求められる。19世紀末、他部族との合同居留地ではなく、部族独自の居留地設立にあくまでもこだわったノーザン・シャイアンは、1950年代連邦管理終結政策下の土地散逸の危機に際しても、居留地内土地の買い戻しに積極的に動いた。先住民世帯主に160エーカーの土地を与え、それ以外を「余剰地」とした一般土地割当法（General Allotment Act、別名ドーズ法）は、ノーザン・シャイアン居留地においては1926年に採択された。その後、1957年に連邦管理終結政策によって居留地内土地の売却が可能となると、内務省インディアン局によって部族の60区画の土地が売却された。散逸した土地の買い戻しを図った部族評議会議長ウッドレング（Woodenlegs）は、1959年、部族以外への土地の売却を禁止する計画を内務省に申し入れ、申請が認められると連邦政府にローンを申請し、既に売却済みとなっていた約6,000エーカーの土地を買い戻した〔内田2008: 222-223〕。

1970年代には、エネルギー危機をきっかけにノーザン・シャイアン居留地の豊富な地下資源が注目されるようになった²⁵。当初、部族政府は石炭採掘計画を経済開発のチャンスと捉え、内務省インディアン局の提案を受けて複数のエネルギー会社と契約を結び、居留地の64%の土地をリースした。しかし、部族の利益を擁護するはずであった内務省インディアン局が、企業に有利な安値で採掘権をリースしていたことが発覚すると、ローランド（Rowland）部族評議会議長の下、モンタナ州上院議員、弁護士、環境団体といった外部リソースを駆使して、リース契約の破棄を訴え、最終的には居留地内での石炭開発の阻止に成功している〔Lopach, Brown, & Crow 1998:

85-104]。現在問題となっているのは、居留地周辺で急速に進む炭鉱メタンガス開発である。メタンガスは地下水によって地下に留められており、ガス回収のためには大量の地下水を汲み上げることが必要となる。汲み上げられた水には塩分が多く含まれており、そのまま地上で排水されれば地表の作物、草木、土壌、河川に塩害をもたらす。居留地内に本拠を置く環境保護団体「ネイティブ・アクション」の活動によって、居留地内におけるメタンガス開発は阻止されたものの、周辺地区での地下水汲み上げは居留地にも影響を及ぼしており、代表のスマール（Small）らが居留地保全のために闘っている²⁶。

ノーザン・シャイアンは部族占有居留地を1900年に得たとはいえ、対インディアン政策や開発といった絶えまない脅威にさらされてきた。いずれのケースも部族の意向が簡単に反映されることはなく、問題の解決には忍耐強い交渉と長期に渡るプロセスが強いられた。そうした過程のなか、祖先のインディアン・テリトリーからの帰還の記憶は想起、継承されてきた。居留地と歴史記憶のかかわりについて、スマールは次のように述べている。

我々ノーザン・シャイアンは、「歴史」に対して全く異なる見方をする。我々の歴史は自分たちが何者であるか、そしてどのような決断を下すかの前提となるものである。我々は自分たちの土地のために全精力をかけて戦ってきた。土地は我々を繋ぎ、結束させる。(中略) 私にとって、土地との絆、祖先の土地なしに生きた文化を想像することは難しい。[Mankiller 2004: 54, 56]

現在、居留地の99%を部族所有下に置くノーザン・シャイアンであるが、そうした居留地内土地管理の背景には、上記のような歴史理解が働いていると考えられる。

(2) 「歴史物語り論」に照らして

ノーザン・シャイアンが、対インディアン政策やエネルギー開発といった、居留地をめぐる様々な問題に瀕しながらも、今日に至るまでその保全を諦めなかった背景には、チーフ・ドゥルナイフ、チーフ・リトルウルフに率いら

れた祖先のインディアン・テリトリーからの帰還という、部族共同体の記憶がある。祖先の払った「犠牲 (sacrifice)」があったからこそ、現在の居留地での生活が可能なのだ、という認識は部族員間で共有されており、居留地に在住する部族メンバーにとって周知のこの出来事は、部族の誇りの源泉となっている²⁷。その一方、インディアン・テリトリーからの帰還、及びフォート・ロビンソンからの脱出を、1884年のタンリバー・インディアン居留地設立の直接原因とすることには問題もある。

第一に、タンリバー・インディアン居留地設立には、マイルズ大佐に投降し、フォート・ケオで斥候として働いたトゥームーンら、フォート・ケオ・シャイアンの一団の関与が大きく影響しているという点が挙げられる²⁸。ネズ・パースのチーフ・ジョセフの投降に関わった彼らの行為は、一部のシャイアンからは「裏切り者行為」と批判を浴びたが、こうした軍への貢献に対し、マイルズをはじめとするフォート・ケオの軍関係者は手厚く応じた。農業指導に当たった兵士ヨークムは、インディアン・ホームステッド法 (1875年) を用いてタンリバー域の土地を申請するよう、フォート・ケオのシャイアンを促した [Svingen 1993: 32-33]。1884年から1900年に至る間には、周辺住民による居留地廃止運動が幾度も起こり、居留地廃止案が内務省長官レベルで検討された時期もあった。1888年、「カスター・カウンティからシャイアン居留地を撤廃するための統一運動」が立ちあがった際、居留地監督官はシャイアンが主張する「マイルズの約束」の実態の説明を、当時サンフランシスコに駐屯していたマイルズ本人に書面で求めたが、これに対しマイルズは、斥候として働き、軍との約束を果たしたノーザン・シャイアンには同等の誠意を尽くすべきだと、返信している [Ibid.: 72, 169-170]。このように1884年のタンリバー居留地設立、1900年のノーザン・シャイアン居留地設立には、フォート・ケオに在ったノーザン・シャイアンの斥候としての貢献、及びマイルズら外部援助者の力も大きく働いていた。

二点目は、部族居留地の設立年をどのように定めるかという点と関わる。1884年に設立されたタンリバー居留地の境界設定は非常に曖昧なものであった。周辺地域の土地調査結果が正式に認定されていないことも手伝い、地域公有地管理事務局が入植者の居留地域内の土地申請を認め続けたた

め、タンリバー居留地内には入植者のホームステッドが混在することとなった。また、タンリバー居留地はノーザン・シャイアン占有の居留地ではなく、他部族との合同居留地となる可能性を残していた²⁹。こうした点を鑑みるならば、ノーザン・シャイアンにとっての部族居留地設立年は、現在の土地面積をもつ居留地境界が厳密に定められ、ノーザン・シャイアンの名を冠した部族占有居留地が認められた1900年と考える方が妥当であろう³⁰。

第三に、1884年のタンリバー居留地設立を部族史における一つの収束点とすることは、合衆国という国家の枠組みの中で、ノーザン・シャイアンという部族が再編されていった過程を見えにくくするという点が挙げられる。サウザン・シャイアン、スー、クロウ居留地の外にノーザン・シャイアンの居住を認めなかった1868年の「ノーザン・シャイアン、及びノーザン・アラパホとの条約」によって、タンリバー居留地のシャイアンは政府からの物品支給の受給資格がないと見なされたため、居留地での生活は困窮を極めた。食糧難に喘ぐメンバーによって近隣入植者の家畜が殺害されるという出来事も起き、地域住民との軋轢が表面化する度に、より肥沃な土地をもつクロウ居留地への移動案が内務省側から提示されたが、タンリバー居留地に住むシャイアンはこれを一貫して拒否した。こうしたなか、かねてからタンリバー居留地への移動を希望していた、スーと合流していたパインリッジ居留地のシャイアンの人々の移動が認められる³¹。部族再編に依ってタンリバー域におけるシャイアンの存在が増したこと、モンタナが州となり居留地の境界を明確にする必要があったことなどが要因となり、1900年、現在の土地面積をもつノーザン・シャイアン・インディアン居留地が誕生した³²。

上述の三点を鑑み、「歴史物語り論」に照らしてノーザン・シャイアン部族居留地設立の経緯を改めて検討するならば、その過程における出来事を繋ぐ方法は必ずしも一通りではないことが分かる。「フォート・ロビンソンからの脱出」を「祖先が払った犠牲」と解釈し、部族居留地設立を可能にしたエピックとして見る見方が、幾つかある解釈可能性の中から選ばれた記憶継承の在り方であることは明らかであろう³³。しかし同時に、犠牲を伴った祖先の「帰還」という歴史解釈によって、居留地設立以降、現在に至るまで部族の居留地保持へのコミットが促されてきたのもまた事実である。

5. 結論

アルヴェックスは「歴史」と「記憶」を対立関係に置き、その違いを強調しているが、アメリカ先住民にとって両者の関係はそれほど単純ではない。例えば、連邦政府承認部族の認証基準に於いては、部族が「歴史的存在」であることの証明が求められている。阿部 [2005] は連邦政府承認部族規約の要点を七つのポイントにまとめているが、その中には「過去から現在まで、他の集団と識別される共同体として、歴史的に存在していた。」「歴史的過去から現在まで、自治集団として部族統治を行ってきた。」等、部族が「歴史的背景」をもつ共同体であることの証が求められている。しかし、いかにして部族共同体が歴史的存在であることを証明するかという点については、結局、条約等の公式記録に根拠が求められている [阿部 2005: 86-87]。ノーザン・シャイアンについては、1868年に「ノーザン・シャイアン、及びノーザン・アラパホとの条約」の締結があったことによって、今日サウザン・シャイアンやアラパホとは異なる独立した部族として、連邦政府承認部族の認定を受け、部族自治が可能となっている。こうした点を鑑みるならば、部族は「帰還」や「犠牲」といった集合的記憶に依る共同体の物語を継承するだけでなく、合衆国政府との接点を意識した部族史を編纂しておく必要がある。

ノラ [Nora 1984] は「記憶の場」という概念をもって、市民の平準化を原則とする「歴史」と、帰属集団を見分ける手段となる「記憶」の関わりについて論考している。ノラによれば「記憶の場」は、記念碑や祭典等、加速する歴史に置き去りにされた記憶を結晶化し、忘却を防ぐための装置ということになる。本稿で扱ったフォート・ロビンソンは、ノーザン・シャイアンにとって果たして「記憶の場」なのだろうか。フォート・ロビンソンという場において、ノーザン・シャイアンという部族の歴史記憶が保持、継承されることは確かに有意味ではある。しかし「フォート・ロビンソンからの脱出」が、居留地設立と繋がれることで想起され、部族主権との関連において記憶継承されることはそれ以上に重要な意味をもつ。歴史という文脈にモニュメントを打ち立て、記憶の忘却を防ぐことが部族にとっての最優先課題ではない。歴史的出来事の現場で記憶が保持されること自体よりも、出来事が繋が

れ、今日の部族メンバーにとって意味ある解釈が展開されることの方が、部族アイデンティティや部族主権の維持、継承にとってより有意義であると考えられる。

集合的記憶は、外部（主流社会）に向けて部族の側から部族の来歴を語ることを可能にするとともに、部族内においては「純血（full blood）」、「混血（mixed blood）」といった部族メンバーを分断、差別化する枠組を越えての内的一致の可能性を示す。また、伝統的規範やそれに基づく儀式で重視される「供犠（sacrifice）」といった、祖先の教えを今日の部族メンバーにとって意味ある形で伝えることを可能にしている。実際、フォート・ロビンソン犠牲者のための「ヒーリング・ラン」の実施など、次世代へと共同体の記憶を繋ぐ試みも、年を重ねて実施されている。こうした動きも含め、記憶継承が最も意味を成すのは、集合的記憶に基づく居留地解釈が居留地内土地管理といった、部族自治の実際に反映される折であろう。先住民の歴史記憶を考察する上で「部族史」や「伝統」という概念を用いることも可能ではあるが、先住民の人々の世界観の継承と変容の双方を捉える上で、「集合的記憶」という概念はある一定の有効性をもつと考えられる。

モーリス・スズキ [2004] は、過去を理解しようとするプロセスを通して、過去の出来事と現在を生きる者の間に開かれた発展的な関係が築かれることが今、必要とされていると説く。グローバルな移動、多様なメディアの情報に吞まれる、現代産業都市に生きる我々は、「歴史」と「記憶」の狭間にあるものとどう付き合ったらいいのか。先住民の人々の集合的記憶を検討することは、過去との生きた絆を礎に未来を構築する手法を学ぶことに繋がるように思われる。

* 本研究は、平成22年度科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究21652064)、及び2010年度南山大学バツへ研究奨励金I-A-2の助成を受けて成された研究成果の一部である。

註

1. 連邦政府承認部族の他に、州政府承認部族、終結部族、未承認部族がある。2005年現在、562の先住民集団が内務省に正式に認められている一方、その存在が承認されていない部族も200以上ある。合衆国内には322の居留地が存在するが、承認部族の全てが居留地を保有するわけではない〔鎌田 2009: 22; Wilkins 2007: 21; 阿部 2005: 21-25〕。連邦政府承認部族の定義については、阿部〔2005: 84-88〕を参照。連邦政府承認部族でありつつ、インディアン再組織法に賛同しなかった非IRA部族も存在する。
2. <http://www.cheyennenation.com> 2011.3.7
3. 1851年のフォート・ララミー条約 (Treaty of Fort Laramie with the Sioux, Etc., 1851) は、ノーザン・シャイアンとサウザン・シャイアンを区別していない。条約ではブラックヒルズの権利はスーのみに譲渡された。この件については、ノーザン・シャイアンの側から訴訟というかたちで、1920年代に異議申し立てがなされている。
4. 年表は Svingen [1993]、Weist [1977] を基に作成。
5. 1861年のフォート・ワイズ条約 (Treaty with the Arapaho and Cheyenne, 1861) はシャイアン、アラパホの土地と安全を保証していた。また、ブラックケトルらは、レオンズ駐屯地からサンドクリークでキャンプを張る許可を得ていた。それにもかかわらずシヴィントン率いる総勢700-800の民兵団は、狩りのため成人男子が出かけ、女性、子ども、老人だけの無抵抗なキャンプを襲い、サンドクリークに於いて見境ない殺戮を行った。1865年のリトルアーカンサス条約 (Treaty with the Cheyenne and Arapaho, 1865) は、シャイアン側にサンドクリークの虐殺に対する補償を約束したが、未だその履行はなされていない。
6. サウザン・シャイアンは1867年のメディスンロッジ・クリーク条約 (Treaty with the Cheyenne and Arapaho, 1867) によって、インディアン・テリトリー北西部に譲渡された居留地に、サウザン・アラパホと共に移動、定住した。居留地では「文明化」が義務づけられ、6歳から16歳までの子どもたちは強制的に同化政策に則った教育を受けることになった。
7. 「ノーザン・シャイアン、及びノーザン・アラパホとの条約 (Treaty with the Northern Cheyenne and Northern Arapaho, 1868)」は、ノーザン・シャイアンが直接署名した唯一の条約であるが、署名したチーフらは条約が部族居留地を約束しないものであることに気づいていなかった。一方、同年のフォート・ララミー条約 (Treaty with the Sioux, Etc. and Arapaho, 1868) は、スーにグレート・スー居留地として、現在のサウス・ダコタ州ミズーリ・リバー以西を与えた。1873年、チーフ・ドゥルナイフとチーフ・リトルウルフはワシントン DC に向い、グラント大統領に条約改定を直訴したが、主張は認められなかった。
8. シャイアン・アラパホ・エージェンシーにおいてノーザン・シャイアンは、不十分な配給、過密した環境、北部平原地とは異なる南部の気候に苦しんだ。また、ノーザン・シャイアンとサウザン・シャイアンの関係は必ずしも良好なものではなかった。1877年5月にレッド・クラウド・エージェンシーを發った937名のノーザン・シャイアンのうち、約300名がチーフ・ドゥルナイフ、チーフ・リトルウルフの指揮下、1878年9月にインディアン・テリトリーを後にした [Monnett 2001:

26-43; Svigen 1993: 19)。ノーザン・シャイアのインディアン・テリトリー、及びフォート・ロビンソンからの脱出については、Sandoz [1953/1992]、Boye [1999]、Greene [2003]、Monnett [2001] を参照。

9. 120 ~ 130 名のノーザン・シャイアンが脱出を試み、約半数が命を落とした。生存者のうち 50 名ほどがフォート・ケオへ送還され、20 名が北上途上で入植者殺害に関わった容疑でカンサスへ移送された [Svigen 1993: 20]。

10. チーフ・ドゥルナイフは部族カレッジの名に、チーフ・リトルウルフは部族政府ビルディングの名に冠されている。

11. 2010 年 6 月 25 日、リトルビッグホーン戦場国立記念施設内、屋外円形シアターにての講演。当日、ローズバッド居留地から訪れたスーのメンバーも、リトルビッグホーンで落命した祖先の霊を用い、この地での平和を望むという趣旨の講演を行った。(筆者、記念行事視察記録による。モンタナ州クロウ居留地内リトルビッグホーン戦場国立記念施設にて。)

12. 2010 年 6 月 25 日、記念行事としてノーザン・シャイアンは、パイプセレモニー、先住民記念碑での献花、モーニング・スター・ライダースによるバレード、リトルビッグホーン・メモリアル・スピリチュアル・ラン、屋外円形シアターでの講演等を行った。(筆者、記念行事視察記録による。モンタナ州クロウ居留地内リトルビッグホーン戦場国立記念施設にて。)

13. ノーザン・シャイアン、クレイジー・ドッグ・ソサエティは、スミソニアン研究所自然史博物館に収められていたサンドクリークの虐殺の犠牲者の遺骨の返還 (1993 年)、サンドクリークの国立史跡化 (2007 年) に尽力した。

14. ウエスト [Weist 1977] は、シャイアンの来歴を「歴史」という枠組みに沿ったかたちで紹介すべく苦慮しており、「伝説から歴史へ (From Legend to History)」という節を設けることで、ハドソン湾と五大湖に囲まれた地域で生活した時期についての口承に依る歴史記憶と、ヨーロッパからの入植者との接触が始まった 17 世紀以降の歴史を繋いでいる。グリーンネル [Grinnell 1915/1955] は、ノーザン・シャイアン・インディアン居留地設立 (1900 年) に向けて貢献するなど、シャイアンに対して好意的な態度をもつ東部知識人ではあるが、その著においてはシャイアンが関わった戦いに焦点が当てられており、「好戦的な平原部族」というステレオタイプを強化する描き方となっている。ノーザン・シャイアンの「帰還」を前面に出した著としては、モネット [Monnett 2001] による *Tell Them We Are Going Home: The Odyssey of the Northern Cheyennes* が挙げられる。

15. 2009 年 5 月 1 日、著者インタビュー。モンタナ州レイムディア、チーフ・ドゥルナイフ・カレッジにて。「悲しみと愛いに満ちたインディアンというイメージを払拭したい」と述べるリトルベア学長は、ステレオタイプ化された先住民像を強く意識した上で、編集にあたった。本文中には部族カレッジの学生の笑顔のポートレートや、シャイアン言語を学ぶ子どもたちの写真等が掲載されている。

16. フォート・ロビンソンのキュレーター、ビューカー氏、及びチーフ・ドゥルナイフ・カレッジ、文化担当セミノール (Seminole) 氏による情報。記念碑建立 (未完) はシャイアン部族メンバー及び、「シャイアンの友人たち」によってなされている。

17. スミソニアン研究機構との提携をもつ。

18. 2006年の選挙で敗退。任期は2007年1月3日で終了。
19. WHC エグゼクティブ・ディレクター、ダイアル氏へのインタビューによる。(2009年8月27日、筆者インタビュー、モンタナ州ビリングス WHCにて)。本稿文中における展示の詳細については、2009年5月、及び8月、数度にわたり WHC を訪問した際の記録、及び Western Heritage Center, *American Indian Tribal Histories Project* [Western Heritage Center 2005] を参考にしている。2011年3月現在、ノーザン・シャイアンの「帰還——ノーザン・シャイアン・オディッセイ」のみが継続展示されている。
20. “クrow” は他部族から名づけられた名称。部族自身はアプサルック (Apsalooke) を名のる。
21. 部族製作チームは、WHC における展示が必ずしも部族メンバーの総意を反映するものではないこと、部族スタッフはノーザン・シャイアンの歴史的経験についての専門家ではないことを断っている [Western Heritage Center 2005: NC-2]。
22. 1884年設立のカトリック・ミッション・スクール。居留地東の境界に隣接する。幼稚園から高校までが広いキャンパスに備わる。生徒のほとんどがクrow、もしくはノーザン・シャイアンのメンバーである。
23. ワシントンDCにあるアメリカン・インディアン・ミュージアムを訪れたことのあるチーフ・ドゥルナイフ・カレッジ学長は、「隣接するホロコースト・ミュージアムがヨーロッパでおきたユダヤ人虐殺の歴史を語っているのに、この大陸で起った先住民の虐殺についてインディアン・ミュージアムが言及していないのは皮肉だ」と語っている。(2009年5月1日、筆者インタビュー)。
24. WHC エグゼクティブ・ディレクター、ダイアル氏へのインタビューによる。(2009年8月27日、筆者インタビュー)。
25. 1970年代の居留地における石炭開発を巡る問題については、Ashabranner & Conklin [1982] を参照。
26. 隣接するクrowは、部族として居留地での炭鉱メタンガス開発を承認している。ノーザン・シャイアン居留地内での地下水の汲み上げはないものの、居留地内を流れるタンリバーの塩分濃度が上がり、魚やビーバーなどの生息を脅かしている [High Country News, Vol.35, No.1, Jan. 20, 2003, 8-11; Sierra, Jan./Feb., 2004, 18-22]。
27. ノーザン・シャイアン、メンバー個人の語りについては、川浦 [2006, 2007, 2008, 2009] を参照。
28. フォート・ケオ・シャイアンの斥候としての働きについては、[Stands In Timber & Liberty 1967: 226-237] を参照。チーフ・リトルウルフの一人も斥候として、マイルズのために働いた。
29. 西境界はクrow居留地、東境界はタンリバーと明確であったが、南と北の境界については極めてあいまいなものであった。ウエストは、1884年の大統領命には3つの重要なポイントがあると述べる。第一にノーザン・シャイアンの占有ではないという点、第二に境界外となるタンリバー東域のシャイアンには、配給の権利がないという点、第三に入植者が居留地内に在住したままであった点である [Weist 1977: 105]。
30. WHC、トライバル・ヒストリー・プロジェクトのインタビューにおいて、ノーザン・シャイア

ン部族メンバーで郡弁護士ウィルソン (Wilson) 氏は、1900 年を部族居留地の設立年と考えるべきだと述べている。

31. 1891 年、517 名のパインリッジ・シャイアンがフォート・ケオへ移送され、内 281 名は後にタンリバー居留地へと移送される [Svingen 1993: 92-93]。
32. モンタナ準州がモンタナ州となったのは 1889 年であった。
33. 無論、こうした先住民側からの歴史解釈も、入植者の側から見れば全く異なるものとなる。1868 - 1869 年カンサスでのインディアン襲撃にまつわる、入植者の歴史記憶について著したものに、Broome [2003/2009] がある。

引用文献

- 阿部珠理『アメリカ先住民——民族再生に向けて』角川書店、2005 年。
- Ashabranner, Brent & Paul Conklin, *Morning Star, Black Sun: The Northern Cheyenne Indians and America's Energy Crisis*, NY: Dodd, Mead & Company, 1982.
- Boye, Alan, *Holding Stone Hands: On the Trail of the Cheyenne Exodus*, Lincoln & London: University of Nebraska Press, 1999.
- Broome, James, J., *Dog Soldier Justice: The Ordeal of Susanna Alderdice in the Kansas Indian War*, Lincoln & London: University of Nebraska Press, 2003/2009.
- Chief Dull Knife College, *We, the Northern Cheyenne People: Our Land, Our History, Our Culture*, Lame Deer, MT: Chief Dull Knife College, 2008.
- Danto, Arthur C., *Analytical philosophy of history*, Cambridge, UK: The Cambridge University Press, 1965. アーサー・ダント『物語としての歴史——歴史の分析哲学』河本英夫訳、国文社、1989 年。
- Greene, Jerome, A., *Morning Star Dawn: The Powder River Expedition and the Northern Cheyennes, 1876*, Norman & London: University of Oklahoma Press, 2003.
- Grinnell, George B., *The Fighting Cheyennes*, Norman, OK: The University of Oklahoma Press, 1955.
- Halbwachs, Maurice, *La mémoire collective*. Paris: Presses universitaires de France, 1950. モーリス・アルヴェックス『集会的記憶』小関藤一郎訳、行路社、1989 年。
- Hendricks, Stephen, "Small Wonder: A Northern Cheyenne Lawyer Defends Her Nation," *Sierra*, January/February, 2004: 18-21.
- 鎌田遵『ネイティブ・アメリカン——先住民社会の現在』岩波書店、2009 年。
- 川浦佐知子「ノーザン・シャイアンのセルフ・ナラティブにみる“歴史”と“共同体”」『アカデミア人文・社会科学編』第 83 号 (南山大学) 2006: 183-209.
- 「ナラティブと集会的記憶——ノーザン・シャイアンの語りにもみる“伝説”、“場所”、“予見”」『アカデミア人文・社会科学編』第 85 号 (南山大学) 2007: 153-185.
- 「語り・記憶・歴史——ノーザン・シャイアンのセルフ・ナラティブにみる集会的記憶

- の表象と継承』『アカデミア人文・社会科学編』第87号（南山大学）2008: 33-72.
- 「アイデンティティと集合的記憶——ノーザン・シャイアンの語りにもみる部族アイデンティティの位相」『アカデミア人文・社会科学編』第89号（南山大学）2009: 63-123.
- Lopach, James J., Margery Hunter Brown, & Richmond L. Clow, *Tribal government today: Politics on Montana Indian Reservations* (revised ed.). Boulder, CO: University Press of Colorado, 1998.
- Mankiller, Wilma. *Every Day is a Good Day: Reflections by Contemporary Indigenous Women*, Golden, CO: Fulcrum Pub., 2004.
- Monnett, John H., *Tell Them We Are Going Home: The Odyssey of the Northern Cheyennes*, Norman, OK: University of Oklahoma Press, 2001.
- モーリス・スズキ, テッサ 『過去は死なない——メディア・記憶・歴史』岩波書店, 2004年
- Nora, Pierre, “Entre mémoire et histoire: La problématique des lieux,” In P. Nora ed, *Les lieux de mémoire*. Paris: les éditions Gallimard, 1984. ビエール・ノラ「序論——記憶と歴史のはざまに」長井伸仁訳, ビエール・ノラ編『記憶の場——フランス国民意識の文化＝社会史第1巻 対立』谷川稔監訳, 岩波書店, 2002年.
- Sandoz, Mari, *Cheyenne Autumn*, Lincoln & London: University of Nebraska Press, 1953/1992.
- Stands In Timber, John, & Margot Liberty, *Cheyenne Memories*. New Haven, CT: Yale University Press, 1967.
- Svingen, Orlan J., *The Northern Cheyenne Indian Reservation, 1877-1900*, Niwot, CO: University Press of Colorado, 1993.
- 内田綾子 『アメリカ先住民の現代史——歴史的記憶と文化継承』名古屋大学出版会, 2008年.
- Weist, Tom, *A History of the Cheyenne People*, Billings, MT: Montana Council for Indian Education, 1977.
- Western Heritage Center, *American Indian Tribal Histories Project*, Aberdeen, SD: Coyote Publishing & Printing, Inc., 2005.
- White, Hayden, “The Value of Narrativity in the Representation of Reality,” In W. J. T. Mitchell ed., *On Narrative*, Chicago: The University of Chicago Press, 1981. ヘイドン・ホワイト『物語と歴史』海老根宏・原田大介訳, 《リキエスタ》の会, 2001年.
- Wilkins, David E. *American Indian Politics and the American Political System*, 2nd Edition, Lanham, ML: Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2007.

インタビュー・講演

- Buecker, Thomas (Fort Robinson Museum, Curator). Interview by Sachiko Kawaura. 28 April, 2009. Crawford, Nebraska.
- Dial, Julie (Executive Director of Western Heritage Center). Interview by Sachiko Kawaura. 27 August, 2009, Billings, Montana.
- Littlebear, Richard (President of Chief Dull Knife College). Interview by Sachiko Kawaura. 1 May, 2009, Lame Deer, Montana.

- Seminole, Mina (Chief Dull Knife College, Cultural Affairs). Interview by Sachiko Kawaura. 19 Aug, 2010. Lame Deer, Montana.
- Shotgun, Robert (Chief Dull Knife College, Cheyenne Study). Lecture at Little Bighorn Battlefield National Monument. 25 June, 2010. Crow Agency, Montana.
- Wilson, Calvin (The Bighorn County Attorney). Interview by Jona Charette. American Indian Tribal Histories Project, Western Heritage Center Collection, "Establishment of the Northern Cheyenne Reservation, Tribal Government, Relationship with the B.I.A." 27 June, 2005, Billings, Montana.